

第5回 文教厚生常任委員会

開催日	令和5年4月24日（月曜日）	
開催場所	粕屋町役場 3F 31会議室	
開催時間	9:49～10:50	
出席者	議員	井上委員長・宮崎副委員長・本田委員・久我委員 田川委員・福永委員・古家委員
	事務局	藤川局長・松永係長
	担当課	住民福祉部（神近部長） 総合窓口課（大内田課長・井上主幹・濱地主幹）
欠席者	なし	
審査事項	<p>1) 議案第36号 「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」</p> <p>本議案は、コロナ禍において物価高騰の影響を受ける生活者を支援するとともに、感染症拡大防止として役場窓口の混雑緩和を図ることを目的とし、令和5年6月1日より令和6年3月31日までの間、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる各種証明書手数料の減額を行うため、粕屋町手数料徴収条例について所要に改正を行うもの。</p> <p>コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付手数料を1件につき10円とする。</p> <p>審議内容</p> <ul style="list-style-type: none">・なぜコンビニ交付サービスが地方創生臨時交付金活用となるのか。 ⇒令和5年3月25日の内閣府推奨メニューの生活者支援の下支えの中に負担軽減措置としてある。・高齢者や障がい者に対して丁寧な対応が必要では。 ⇒窓口が混雑しており、買い物のついでに利用していただければ、窓口で待つことも減り、高齢者・障がい者にも丁寧な対応ができる。・改正期間は、令和6年3月31日に終了するが、将来の見通しは。 ⇒令和6年3月31日に元の手数料に戻すが、その利用状況やまた国のメニューをみて検討する。・庁内にキオスク端末を置くということだが、その手数料は。 ⇒10円で行い、その使い方については説明する。一度お教えすると理解されている。 <p>議員間討議</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードを持たない方に不公平である。	

審査事項

・これからデジタル社会に向かっていくうえで、使うことが必要になってくる。使ってみようという推進力になるのでは。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、可否同数のため委員長裁決で原案どおり可決すべきことと決した。